事業者のための実務ガイド

契約書に収入印紙は必要？

押印・割印まで分かる

契約書締結かんたんガイド

契約書を「作る」だけでなく、締結時の迷いも整理。

紙で締結する前に、まず確認したいポイントを7ページにまとめました。

- 収入印紙が必要になる考え方
- 紙の契約書と電子契約の違い
- 正本・副本・コピーの注意点
- 押印・割印・契印・印紙の消印

アスライズ行政書士事務所　行政書士 荒木 衛士郎
熊本市東区長嶺南6丁目16-25　TEL 096-369-7729

2026年10月版

1｜すべての契約書に収入印紙が必要なわけではありません

印紙税は「契約書」という名称ではなく、文書に記載された内容で判断します。

印紙税は、法律で定められた「課税文書」を作成した場合にかかる税金です。表題やファイル名だけではなく、文書に記載された内容の実質的な意味を確認して判断します。

1 名称だけで判断しない

「業務委託契約書」でも、内容が請負なのか、委任・準委任なのか等によって扱いが変わることがあります。

2 覚書・変更契約書にも注意

原契約の重要事項を変更する文書であれば、表題が「覚書」でも課税文書となる場合があります。

3 NDAも内容を確認

秘密保持だけを定める書面は課税文書に当たらないことが多い一方、請負等の課税事項を含めると判断が変わることがあります。

4 税額は文書の種類・金額で変わる

請負契約書などは記載金額等により税額が異なります。迷う場合は国税庁の一覧表や税務署で確認します。

まず確認する順番

1 紙で作成する文書か
2 どのような取引を証明する文書か
3 契約金額等の記載があるか
4 正本・副本を何通作るか

2｜よくある契約書と印紙税の考え方

よく使う名称を例に、どこを確認するかを整理します。

※最終的な課税関係は、各契約書の実際の条項・記載内容により判断されます。

書面の例	確認ポイント
業務委託契約書	名称だけでは判断できません。仕事の完成を約束する請負型か、事務処理等を行う委任・準委任型かなど、実質を確認します。
請負契約書	仕事の完成と報酬の支払を内容とする請負契約を証する文書は、課税対象となる代表例です。印紙税額は記載金額等により異なります。
取引基本契約書	一定の要件を満たす「継続的取引の基本となる契約書」は第7号文書となり、**1通につき4,000円**となる場合があります。
秘密保持契約書（NDA）	秘密保持だけを定める文書は一般に課税文書に該当しないことが多いですが、請負・売買等の課税事項を含む場合は内容確認が必要です。
覚書・変更契約書	原契約の重要事項を変更する文書であれば、表題が「覚書」「念書」等でも課税文書となる場合があります。

「いくら貼る？」は文書ごとに確認

請負契約書は記載金額により税額が変わります。最新の印紙税額は国税庁「印紙税額一覧表」で確認してください。

3｜紙・電子・正本・コピーの違い

締結方法や、何を「契約成立を証する文書」として保有するかでも扱いが変わります。

POINT 1

紙の契約書

紙で作成した文書が課税文書に該当する場合は、所定の印紙税が必要です。当事者が各1通ずつ契約成立を証する原本を保有する場合は、それぞれの文書について確認します。

POINT 2

電子契約・電子データ

電子データとして作成・締結された電磁的記録そのものは、印紙税の課税対象となる「文書」には該当しません。その後に紙の変更契約書等を作成する場合は、別途判断が必要です。

POINT 3

「写し」「副本」と書けば非課税？

いいえ。写し・副本・謄本と表示されていても、契約成立を証明する目的で作成され、相手方の署名・押印等があるものは課税対象となる場合があります。

POINT 4

メール添付PDF・印刷したコピー

PDFをメールで送信し、送付先が単に印刷して保存するだけのものと、新たに紙の契約書として作成・署名等を行う場合は分けて考えます。

実務メモ

電子契約を採用するか、紙の正本を何通作成するかは、締結前に当事者間で決めておくとスムーズです。

4｜押印・割印・契印・消印を混同しない

似た言葉ですが、目的はそれぞれ異なります。

押印

契約は、特段の法律上の定めがある場合を除き、当事者の意思が一致することで成立し、押印そのものが必須要件とは限りません。押印は、本人が作成したことを示す手段の一つとして実務で用いられます。

割印

複数の契約書等が一組の文書であることを示すため、文書を重ねて両方にまたがるように押す印です。割印がないことだけで契約が無効になるものではありません。

契印

契約書が複数ページにわたる場合に、ページの差替え等を防ぐ目的でページの継ぎ目に押す印です。袋とじや製本を行い、綴じ方に応じて改ざん防止の処理をする方法もあります。

印紙の消印

課税文書に収入印紙を貼った場合は、印紙が再使用されないよう、文書と印紙の彩紋にかけて印章または署名で消印します。契約書の「割印」とは別の目的です。

覚え方

押印＝本人が作成したことを示す手段の一つ　／　**割印**＝複数文書の関連づけ
契印＝複数ページのつながり　／　**消印**＝収入印紙の再使用防止

5｜契約書を締結する前のチェックリスト

印刷・署名・押印の前に、取引条件と締結方法をもう一度確認しましょう。

- ☐ 契約当事者の会社名・氏名・所在地は正しいか
- ☐ 業務内容・納品内容・契約期間が明確か
- ☐ 報酬額、支払日、消費税、実費負担を確認したか
- ☐ 追加業務や変更が発生した場合の取扱いを決めたか
- ☐ 途中解約・契約終了時の条件を確認したか
- ☐ 秘密情報・成果物・知的財産等の扱いを確認したか
- ☐ 紙の契約書の場合、印紙税の対象か確認したか
- ☐ 正本・副本・コピーを何通作るか決めたか
- ☐ 署名・押印、割印・契印をどのように行うか決めたか
- ☐ 収入印紙を貼る場合、消印を忘れていないか
- ☐ 締結後、誰がどの原本・データを保管するか決めたか

契約書は「作った後」の運用まで決めておくと、より使いやすくなります。

社内での保管場所、更新時期、取引条件を変更するときの手順まで決めておくと安心です。

本資料は一般的な情報提供を目的としています。個別の文書は内容により取扱いが異なる場合があります。

6｜迷ったときは「文書の中身」で確認します

参考情報と、個別に判断が必要な場合の確認先をまとめました。

印紙税や押印の扱いは、「契約書という名前だから」「ハンコを押したから」といった一つの要素だけでは決まりません。契約内容・文書の役割・締結方法を確認して判断することが大切です。

参考にした公的情報（クリックできます）

- 国税庁 No.7100「課税文書に該当するかどうかの判断」
- 国税庁 No.7104「継続的取引の基本となる契約書」
- 国税庁 No.7120「契約書の写し、副本、謄本等」
- 国税庁 No.7129「印紙税の納付方法」
- 国税庁「取引先にメール送信した電磁的記録に関する印紙税の取扱い」
- 内閣府・法務省・経済産業省「押印に関するQ&A」

個別の印紙税の課税関係が不明なとき

本資料は一般的な情報提供です。個別の文書について課税関係が不明な場合は、契約書の内容を確認したうえで税務署等へご確認ください。

ASRISE CONTRACT SUPPORT

契約書を「作る」だけでなく、使うところまで。

アスライズ行政書士事務所では、取引内容をヒアリングしたうえで契約書を作成し、納品時の内容説明や、相手方へ説明するための「契約書ポイント解説文」までご用意します。

TEL 096-369-7729

熊本市東区長嶺南6丁目16-25

arakieishiro.com/keiyakusho/

契約書作成ページへ